

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（織田八茂君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第29号大治町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第29号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

はい、6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

皆様おはようございます。6番後藤田麻美子でございます。

福祉建設常任委員会は6月19日午前10時より開会いたしました。本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

議案第29号大治町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例につきましては、賛成4名、反対1名で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令等の改正に伴うもので、国の基準があつて課税限度額の見直しをしているものと思うが、国の基準についてはどのようなものかとの問いに対しまして、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、改革の推進に関する法律に基づき必要な措置として地方税法が改められての改正となったものである。

以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。この条例改正、低所得者に係る保険税軽減の拡充これについては反対するものではございません。賛成でございます。しかし、課税限度額の見直し、この点について反対のため原案に反対をさせていただきます。

なぜならば、156世帯の方が該当するというので、その世帯、税の負担能力があるのかどうかそれが明らかになっておりません。その中で私は4月の選挙の公約で保険税の引き下げということを公約としておりますので、当然引き上げにつながるこの条例改正を認めるわけにはいきませんので反対とさせていただきます。

つけ加えまして、平成30年度に国保の制度の大改定があります。大治町は4区分でやっておりますが、今標準として示されているのが2区分・3区分ということですので、この辺非常に大治町民の皆様に影響のあることが平成30年度に行われるということでのような影響があるのか。これはしっかりと調べていただきたいということをつけ加えて反対討論とさせていただきます。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○3番（林 健児君）

議長。

○議長（織田八茂君）

3番林 健児君。

○3番（林 健児君）

3番林 健児です。議案第29号大治町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

今回の条例につきましては、国における地方税法施行令の改正を踏まえて国民の公平性を確保する観点から国民健康保険税の限度額の見直しのほか、保険税負担の軽減などについても拡充が図られ、低所得者層に対する一定の配慮がなされた内容となっております。よって、本議案に賛成するものです。皆様のご賛同をお願いします。

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長（織田八茂君）

起立多数です。したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第30号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第30号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

はい、6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第30号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、賛成4名、反対1名で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

保育士のかわりに1名看護師または准看護師を充てるという条例の改正であるが、家庭的保育事業等で准看護師でも十分なのかという問いに対しまして、厚生労働省令で定める基準として市町村が条例に定めるに当たり従うべき基準とされているので今回改正するものであるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

[[「なし」の声あり]]

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対の方の発言を許します。

[[「なし」の声あり]]

○議長（織田八茂君）

討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第31号大治町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第31号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第31号大治町介護保険条例の一部を改正する条例につきましても、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

第一段階では国の方針で10分の0.5を超えない範囲で行うということだが、大治町の第一段階は0.5である。条例改正以降は0.45で行うということだが、将来的に0.4に変えていく近隣市町村も中にはあるようだが、本町としても0.4にすることは可能かどうかとの問いに対しまして、平成27年度から平成29年度分までの各年度における保険料についての軽減であるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

[[「なし」の声あり]]

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[[「なし」の声あり]]

○議長（織田八茂君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第32号平成27年度大治町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案第32号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君、どうぞ。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

9番服部でございます。よろしく願いをいたします。

総務教育常任委員会は6月18日午前10時より開会し、本委員会に付託された事件を審査いたしました。その結果は次のとおりに決定しましたので、会議規則第41条の規定により報告をいたします。

議案第32号平成27年度大治町一般会計補正予算（第1号）は、全員賛成で可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑を報告いたします。

4月に6人新規採用があり、今回6月に新たに採用があったが、そのわけと新規採用に当たり初任者教育指導は十分行われているのかという問いに、3月までの退職者情報は十分に確認しているが、その後退職者が発生したものをあわせて6月に4人追加採用した。今回の中に5年に満たない方も退職者に含まれているが、初任者研修並びに庁内での研修は十分に行われていると認識しているとの答弁でございました。

駐車場等撤去工事の内容についての質疑があり、駐車場及び駐輪場施設も撤去し更地にするものであるとの答弁でございました。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

次に、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第32号平成27年度大治町一般会計補正予算（第1号）につきましては、全員賛成

で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

非正規職員に対する研修ということだが、東海北陸研究大会の愛知大会に行く経緯はとの問いに対し、新制度における保育で現場の意見を幅広く聞き、町の保育事業に反映するために今回職員研修費を予算計上したものであるとの答弁でした。

以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で各委員長の報告を終わります。

これから各委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第32号は各委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第33号平成27年度大治町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案第33号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

はい、6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第33号平成27年度大治町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第34号平成27年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案第34号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第34号平成27年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

研修に伴う普通旅費とのことだが研修の内容はどの問いに対し、埼玉県へ期間は12日間。1名が参加し、下水道の基礎的な知識を習得するための研修であるとの答弁でした。

以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第35号工事請負契約についてを議題とします。

議案第35号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君、どうぞ。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議案第35号工事請負契約について。

このものは全員賛成で可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。

○議長（織田八茂君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第36号工事請負契約についてを議題とします。

議案第36号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第36号工事請負契約につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

今回、下水道工事の契約の提案であるが、入札執行状況一覧表を見ると今回3社しか参加をしていないが、募集の方法などの部分で問題はなかったかとの問いに対しまして、指名審査会では工事概要等を聞き、入札参加資格を調査し、業種名、格付、地域要件、施工実績、配置技術者、以上入札参加資格を決定し執行したもので適正であるとの答弁

でした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第38号工事請負契約についてを議題とします。

議案第38号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君、どうぞ。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議案第38号工事請負契約について。

このものは全員賛成で可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑を報告いたします。

工事について保証期間は一般的には設定しているがという問いに、瑕疵担保期間として1年を設定しているとの答弁でございました。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。  
これから議案第38号を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについてを議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについて。  
現人権擁護委員の石川義章氏は平成27年9月30日をもって任期満了となり、引き続き人権擁護委員の候補として推薦をしたいので人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

○議長（織田八茂君）

これから質疑を行います。  
質疑のある方、どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は石川義章君を適任とすることに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。したがって、石川義章君を適任とすることに決定をいたしました。

日程第11、人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについてを議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについて。

現人権擁護委員の若山義雄氏が平成27年9月30日をもって任期満了となり辞任されることに伴い、同氏の後任の人権擁護委員の候補者として吉田己喜男氏を新たに推薦したいので人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

○議長（織田八茂君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は吉田己喜男君を適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。したがって、吉田己喜男君を適任とすることに決定をいたしました。

日程第12、発議第3号国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。

発議第3号国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成27年6月8日提出、提出者大治町議会議員吉原経夫。

この意見書でございます。今、国会で安保法制ということで議論をされております。さまざまな問題点がその中で明らかになっております。どの世論調査をとってみても反対が多数であるということで、私が大治町内の中でいろいろお話をさせていただいても政党支持に関係なく、やはりこれは国に物を申すべきだという声も多く伺っております。何とぞ皆様のご判断でこの意見書を採択されますようよろしく願いいたします。

以上をもって提案理由にかえます。

○議長（織田八茂君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君。

○9番（服部勇夫君）

9番服部でございます。意見書の案文のところでございますけれども、「武装集団などが活動し、騒乱状態にある地域にも自衛隊が赴き、掃討作戦に参加する道が開かれる」ということをうたわれております。その部分に関して提出者の考え方をお聞きしたいのと、今議論になっているところは集団的自衛権とか個別的自衛権も含めて安保法制の議論がなされております。それに対する考え方も知りたいと思いますのでご答弁の方をよろしく願いをいたします。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原でございます。まず、1点目の「形式上「停戦合意」があっても武装集団などが活動し、騒乱状態にある地域にも自衛隊が赴き、掃討作戦に参加する道が開かれることになり、自衛隊が戦闘活動に巻き込まれる危険が想定される。」という部分でございます。これはPKO、国連平和維持活動法の改正のことでございます。例えば2001年から2014年までアフガニスタンに展開した国際治安支援部隊、このような部隊に自衛隊が派遣されると。形式上は停戦されているんです。ですが、実際的には戦闘状態にあってその中でアメリカ軍以外にも多くの国の軍隊の方が亡くなっている。そういうのに自衛隊が巻き込まれるという点でございます。

2点目、集団的自衛権、個別的自衛権等の問題でございます。日本国憲法上、自衛権は認められるのか認められないのかの問題でございますが、歴代の内閣法制局長官です。ね、個別的自衛権は認められるが集団的自衛権は認められないということによっております。日本共産党議員の私として集団的自衛権は憲法違反であると。個別的自衛権等々はいろいろ見解の違いもありますので今私はお話ししませんが、少なくとも今度の法改正は集団的自衛権の行使につながるものである。後方支援ということによっておりますが、食糧や弾薬、燃料などを送るのは兵たん活動であり軍事活動と一体であるということが明らかになっております。そういう点で非常に問題があると思っております。あと、砂川事件の最高裁判決なども政府は持ち出しておりますが、それにつきまして砂川判決は集団的自衛権について言っていることではありませんので、集団的自衛権が認められるということはありません。以上でございます。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、9番服部勇夫君。

○9番（服部勇夫君）

今お話しのように考え方を求めたわけでございますけれども、私は国民として海外に派遣、危険な地帯のところへ行けば当然自己防衛として守るべきところは守らなければいけない。その点によって集団的自衛権・個別的自衛権というのは発生してくるだろうというふうに考えております。また、PKOとして行く自衛隊に関しても当然その旨を危険地域というのは幾ら停戦状態にあっても危険地域というのは認識をしがてら自分の身を守るためのものというふうに考えがてら武器使用等を考えて行わなければならないと考えております。そういう点を踏まえましてこの安保法制というのは、これから日本が現況として世界の地域に行こうとするならば必要な法制であるというふうに考えておりますので、もう一度提出者の方にこの提出に限って言えば自衛隊のPKOを含めた世界的活動に関する考え方というのをお聞きしたいと思います。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

海外に自衛隊が行くことで幾つか今服部議員からご指摘ありましたが、まず、アメリカが世界のどこであれ戦争に乗り出したときに日本として断れなくなると。今までアメリカの先制攻撃、起こした戦争に対して日本政府としてただ一回も反対をしたこともないという状況の中で憲法の歯どめをはずしたらアメリカの起こした戦争に巻き込まれるという危険があるというのが1点でございます。

もう1点、PKOについても今までは自衛隊を派遣して治安活動をさせる。武器の使用、自己保全だけでしたが、今回は任務遂行もいいということで明らかに戦闘に巻き込まれる可能性が高い。当然、向こうから攻撃されれば応戦すると。戦闘が起こるわけです。武器使用ではなくて武力行為なんですね。これは明らかに単なる武器の使用という言葉ではないわけです。ですから、日本の政府のやり方としてやるべきじゃない。少なくとも憲法9条の解釈を変えるのではなくて、憲法9条を改正するなりそれならまだ筋が通っているという意見書でございますので皆様のご賛同をお願いしたいと思います。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第3号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

最初に、発議第3号の原案に反対の方の発言を許します。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君。

○9番（服部勇夫君）

9番服部でございます。反対の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

現在、国においては安保法制に関して国会の中で議論を行っております。今回9月27日まで会期延長してまでも国民的議論をしていこうという姿勢を保っております。また、海外等に自衛隊を派遣するに当たり、当然自己防衛ないし、それを安保の中で見守る米國を初めとした同胞の國の方々を守ることも重要であると考えます。その点をもってまだ意見書を提出するのは時期尚早であり、反対すべき立場にあると考えまして私は反対をいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（織田八茂君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原でございます。提案者ではございますが、今反対討論をしていただきましたので賛成討論をさせていただきます。

例えばイラクに自衛隊が派遣されたとき、あと一步で死者が出るような状況だった。今回、それを踏み越えて後方支援ということで兵たん活動をやるということで明らかに自衛隊が戦闘に巻き込まれると。自衛隊員が亡くなられる。また、他國の人を殺す。殺し殺される國になってしまう。今まで日本は日本國憲法をつくってから他國の人を殺したり殺されたり、そういうことはなかったわけでございます。それをやっいていこうという法律改正、それが國民の皆様もどの世論調査をとってみても大多数の方が反対であり、また審議が尽くされていないと。少なくとも今の國會では可決すべきではないという意見が大多数でございます。大治町民の皆様も何人かにお聞きしてもそういう意見でございます。この法律改正をするならば正々堂々と憲法改正ということでやっていくべきだと私も考えておりますので、ぜひ大治町議會からこの声を國に、昨日も國會の周りを3万人の方が覆っているということもでございます。皆様も國民の気持ち、気分と異なった大治町議會ではいけないと思っております。よって皆様の賛成をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

発議第3号を採決します。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 1名]

○議長（織田八茂君）

起立少数です。したがって、発議第3号は否決されました。

日程第13、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により各常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

これで平成27年6月大治町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時36分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 織 田 八 茂

署名議員 林 健 児

署名議員 林 哲 秀